

中野北ベタニア訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈生会(以下「法人」という。)が開設する中野北ベタニア訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護および指定居宅サービスならびに指定介護予防サービスに該当する訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員(以下「看護師等」という。)が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態及び要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定居宅サービス及び指定介護予防サービス(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、保健師、準看護師、理学療法士又は作業療法士(以下「看護師等」という。)によってのみ行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 中野北ベタニア訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都中野区江古田3丁目15番2号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：保健師もしくは看護師 1名
管理者は常勤かつ専任とし、ステーションの従業者および業務の管理監督を

一元的に行い、適切な事業の運営が行われるように総括する。ただし、ステーションの管理上支障がない場合には、ステーションの他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。

- (2) 看護職員：ステーションに勤務する保健師、看護師、准看護師は常勤換算で 2.5 名以上になるように配置する。なお、その内 1 名は常勤とする。

准看護師を除く職員は、訪問看護計画書および報告書を作成し、所属する看護師等は、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士又は作業療法士：ステーションの実情に応じた適当数を配置する。理学療法士又は作業療法士は、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間等は、下記に定めるものとする。

- (1) 営業日：月・火・水・木・金・土とする。

ただし、国民の祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く。

- (2) 営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (3) 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第 7 条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申込み、医師が交付した訪問看護の指示書(以下「指示書」という。))に基づいて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから利用者が居住する地域の医師会等に主治医の紹介を依頼する。

2 指定居宅サービスに該当する訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者の被保険者証により被保険資格、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、被保険者証に介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査委員会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して訪問看護を提供する。
- (2) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供する。なお、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。
- (3) 訪問看護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定

等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(訪問看護の内容)

第8条 ステーションの訪問看護内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 痴呆症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用時間及び利用回数)

第9条 ステーションが行う訪問看護の実施時間は、30分以上1時間30分を標準とし、2時間を越えないものとする。

- 2 ステーションが行う訪問看護の利用日数は、週3日を限度とする。但し、厚生労働大臣が定める疾病等の患者及び急性憎悪等により特別指示書の交付された利用者、または特別管理加算の算定利用者は除く。
- 3 第2項の規定に関わらず、居宅サービス計画に基づく訪問看護に係る利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(利用料)

第10条 ステーションは訪問看護を実施した場合は、基本利用料として介護保険法及び健康保険法又は老人保健法に規定する厚生労働大臣が定める基準の額を利用者から受けるものとする。なお、当該訪問看護が法定代理受領サービスに該当するときは、その額の1割の額とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか、看護師等の訪問看護が次の各号に該当するときは、その他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 営業日以外の日に訪問看護を行った場合
 - (2) 営業時間以外の時間に訪問看護を行った場合
 - (3) 1回の訪問看護の時間が2時間を越える場合
 - (4) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料

- 3 ステーションは、実費負担の利用料として訪問看護に必要な交通費、おむつ代等日常生活に必要な物品に要する費用を利用者から受けるものとする。但し、介護保険対象者に係る交通費については、通常の事業実施地域以外の訪問看護に限るものとし、自動車を使用した場合や公共交通機関を使用した場合は別表の金額とする。
- 4 ステーションは、前3項の料金の支払いを受けたときは、料金の種類を明確にした領収書を交付する。
- 5 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 ステーションが訪問看護を行う通常の地域は、中野区、練馬区及び新宿区とする。

（緊急時における対応方法）

- 第12条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

（苦情処理に対する措置）

第13条 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を別紙のとおり講じることとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第14条 ステーションは、地域社会で重要な役割を担っていることを認識し、利用者及びその家族との良好な意思疎通を保持しつつ、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を次のように設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 訪問看護に関わる諸記録を整備し、その完結の日から3年間保存するものとする。

- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、開設法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成8年3月31日から施行する。

平成12年4月1日 一部改正施行。

平成14年4月1日 一部改正施行。

平成15年4月1日 一部改正施行。

平成18年4月1日 一部改正施行。

平成22年7月9日 一部改正施行。

平成27年8月1日 一部改正施行。

令和 6年4月1日 一部改正施行。